

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱

第1条 目的

この要綱は、尼崎市が管理する歩道橋、ペDESTリアンデッキなどの道路施設（以下「施設」といいます。）のネーミングライツパートナー事業の実施について必要な事項を定めます。

第2条 定義

- 1 この要綱において、「ネーミングライツ」とは、施設の愛称（以下「愛称」といいます。）を付けることができる権利をいいます。
- 2 この要綱において、「ネーミングライツパートナー」とは、ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）を支払い、ネーミングライツを取得する法人をいいます。

第3条 愛称の基準

- 1 愛称は、現在の名称に、企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを付けたものとします。
- 2 愛称は、日本語及び英語アルファベットに限るものとします。（商業登記規則において企業名が日本語及び英語アルファベット表記等に限られるため）
- 3 信号や標識等と誤認させるような愛称は認められません。
- 4 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような愛称は認められません。
- 5 愛称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の愛称として適当でないと市が認めるもの
- 6 尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）、尼崎市屋外広告物条例施工規則（平成21年尼崎市規則第61号）、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとします。

第4条 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、法人とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条各号に規定する者及び第 2 条各号に規定する者と密接な関係を有する者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から、その 6 ヶ月前の日までに市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他ネーミングライツパートナーに適當でないと市が認める者

第 5 条 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、別添募集要項によるものとします。

第 6 条 募 集

ネーミングライツパートナーは、募集を行い応募者の中から決定します。1 施設につき 1 者とします。

第 7 条 ネーミングライツパートナー候補企業の内定

- 1 市は、応募があったときは、第 3 条及び第 4 条に規定する愛称及びネーミングライツパートナーの基準等について審査し、選考委員会にて第 7 条の 2 項から 3 項に従いネーミングライツパートナー候補法人（以下「候補法人」）を選考します。
- 2 第 7 の 1 項の審査の結果、基準を満たしていると判断したもののうち、最も高額のネーミングライツ料を提示した法人応募者を候補企業に内定します。
- 3 最も高額のネーミングライツ料を提示した応募者が複数の場合は、くじにより候補企業を内定します。

第 8 条 愛称の表示に係る協議等

- 1 市は、愛称の表示に係る内容、方法等、表示面積、表示方法、デザイン等及び表示に係る工事の内容（以下「愛称の表示内容等」といいます。）について、候補法人からの提示を受けます。
- 2 市は、必要に応じて、候補法人と愛称の表示内容等の修正等について協議します。
- 3 合意に至った場合、候補法人は、市に対し道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）の承認申請を行い、市はネーミングライツ契約の締結を条件にこれを承認します。
- 4 合意に至らなかった場合、市は、次順位の高額なネーミングライツ料を提示した候補法人を内定するものとします。
(他の応募者がいる場合に限ります。)
- 5 市は、交通安全その他公共目的のために第三者が行う横断幕等の物件の設置について、契約した法人に通知することなく、これを許可することができます。ただし、契約した法人が行った表示を直接に阻害しないものに限るものとします。

第9条 ネーミングライツパートナーの決定

- 1 第8条の合意後、市は、候補法人をネーミングライツパートナーに決定します。
- 2 市は、第9条の1項の決定に当たり、条件を付すことができます。
- 3 市は、第7条の1項の審査において適当な法人がない場合及び第8条の合意に至る法人がない場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないこととすることができます。
- 4 市は、第9条の1項の決定を行ったとき又は第9条の3項により決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者へ通知しなければならないものとします。

第10条 契約の締結

市は、第9条の1項によりネーミングライツパートナーを決定したときは、当該ネーミングライツパートナーとネーミングライツに関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。

第11条 契約期間

- 1 契約期間は、3年間（契約した日から3回目の3月31日まで）ただし、初回に限り、契約した日の4回目の3月31日までとします。
- 2 契約期間中における愛称の変更は、原則として認めません。ただし、法人名称等に変更が生じた等の場合は、ネーミングライツパートナーは、別途、市と協議することとし、市が愛称の変更を認めた場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、愛称の表示の変更を行うこととします。
- 3 契約期間中に愛称の表示内容等が適切でなくなったと市が認める場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、愛称の表示の復旧を行うこととします。

第12条 シールの維持管理

- 1 ネーミングライツパートナーは、設置したシールが剥離その他の不具合を生じることがないように、目視等により定期的に点検を行うものとします。
- 2 前項の定期点検において劣化その他の不具合を確認した場合は、速やかに修繕を行い、常に良好な状態を維持しなければなりません。
- 3 当該シールの落下その他の事故により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーの責任においてこれを賠償しなければなりません。

第13条 愛称表示の撤去及び再設置

歩道橋又はペデストリアンデッキについて、定期点検又は災害等により点検若しくは補修が必要となり、市がやむを得ず愛称表示を撤去した場合においては、市が再設置を行うものとします。

- 2 前項の場合における愛称表示の撤去から再設置までの期間に係るネーミングライツ料の取扱いについては、双方協議のうえ定めるものとします。

第14条 契約の満了

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了までに、自らの負担で愛称の表示の撤去を行い施設を原状に回復させることとします。（塗装が剥離した場合は、市と協議のうえ、兵庫県「土木工事共通仕様書」に基づき補修を行うこととします。）ただし、契約を更新する場合は、この限りではありません。

第15条 契約の解除

市は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) ネーミングライツパートナーが契約の定めに違反した場合
- (3) ネーミングライツパートナーの違法行為等によりネーミングライツパートナーの社会的信用が失墜する等事業を継続しがたいと認められる場合
- (4) ネーミングライツパートナーが第4条の2項のいずれかに該当することが判明した場合

第16条 ネーミングライツ料の不返還

支払われたネーミングライツ料は、返還しません。ただし、災害その他やむを得ない事由による契約の解除であると認めた場合は、返還について協議するものとします。

第17条 雑 則

この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行します。